

不用公用車の売払いに係る仕様書

1 業務の名称

不用公用車の引取、解体及び破碎処理

2 数量等

3両

3 引渡日時、場所

① 井手やまぶき支援学校【バス1両】 (京都府綴喜郡井手町大字井手小字大塚 40-1)	・令和7年3月24日(月)から3月31日(月)までの間で調整の上決定する
② 丹波支援学校【バス1両】 (京都府南丹市八木町柴山坊田 118)	・令和7年3月24日(月)から3月31日(月)までの間で調整の上決定する
③ 与謝の海支援学校【バス1両】 (京都府与謝郡与謝野町字男山 945)	・令和7年3月24日(月)から3月31日(月)までの間で調整の上決定する

4 処分方法

(1) 自動車リサイクル法対象車両

使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づいて解体処分を行い、公用車として特定できる部品は再利用できないように破碎すること。
また、積載物等の処分に別途料金が発生する場合は、契約業者の負担とする。

(2) その他の車両

上記(1)に準じる。

5 契約金額の記載方法

契約金額については、売払い物品の価格、搬出、運搬及び処分料等一切の費用を含めること。

6 その他

(1) 現状のまま引渡を行う。

(2) 売払い物品の搬出については、契約業者で行うこと。

(3) 車両は、自動車リサイクルシステムに基づき解体、破碎を行うこと。

(4) 車両引取後は、速やかに引取証明書を提出すること。

(5) 車両解体完了後は、速やかに解体証明書を提出すること。

(6) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、両者協議してこれを定めるものとする。